平成２３年（フ）第１４９号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ25―105
債務者　橋　　武昭
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
石川県加賀市大聖寺三ツ町ワ１番地93、従前の住所宮城県白石市東町４丁目７番57―２号
債務者　清水　弘二
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３３号
静岡市葵区川辺町１丁目２番21号　メイプル川辺101号、住民票上の住所静岡市駿河区曲金７丁目９番22号
債務者　櫻井　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
静岡市駿河区中島1206番地　有賀アパート204号
債務者　藁科　幸恵
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
愛知県知立市牛田町西屋敷49番地１　エルナⅠ―205号
債務者　中山　ミナ（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１３４号
東京都世田谷区桜丘４丁目５－３―301
債務者　渡邉美智子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６５号
東京都文京区本郷３丁目23―11　以呂波ビル２Ｆ
債務者　後藤　房子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６６号
埼玉県川口市朝日６丁目12―１―101
債務者　長谷部　満
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１７１号
埼玉県春日部市粕壁東４丁目４―51
債務者　成澤　一美（旧姓谷田貝）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２５８号
東京都港区北青山３丁目４－２―409
債務者　遠藤　正敏
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２９８号
東京都大田区大森南２丁目９―19―108
債務者　和泉　浩志
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３７２号
東京都台東区千束３丁目13―８―302
債務者　洲鎌　るみ
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３８４号
千葉県市川市市川南１丁目９―30―201
債務者　岩脇満由美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７号
大阪府寝屋川市点野５丁目１番27号
債務者　池　　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部